

補助金名	大台町茶園改植等補助金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>町の基幹作物である茶を維持、発展させるため、茶の新植、茶の若返りを図る目的での茶の改植及び台切に対し補助金を交付する。</p> <p>2 補助対象</p> <p>茶園の新植であり、経済寿命を迎えた茶園の植替え、在来品種から優良品種への改植であること。または、茶園の台切であること。また、申請については、全て実測し、合計で300㎡以上の新植、改植及び台切を補助の対象とする。</p> <p>3 補助率</p> <p>改植農地の10a当たり50,000円、台切農地10a当たり10,000円とする。</p>		

補助金名	自走式摘採機等購入補助金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>茶農家の省力生産を図る目的での自走式摘採機等の購入に対し補助金を交付する。</p> <p>2 対象者</p> <p>大台町民又はそれに属する者とする。</p> <p>3 補助対象</p> <p>自走式摘採機、乗用摘採機等とする。その他町長が特に認めた機械設備とする。</p> <p>4 補助率</p> <p>摘採機等の1/3を補助する。また、最高支給限度額は300,000円とする。</p>		

補助金名	松阪牛ブランド推進事業補助金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>松阪牛のブランドの維持増進と町の和牛肥育農家の活性化を図るため、和牛肥育農家に補助金を交付する。</p> <p>2 対象者</p> <p>大台町内の和牛肥育を行っている農家</p> <p>3 補助金の額</p> <p>肥育牛一頭につき100,000円、繁殖牛一頭につき1/2を補助(上限は20,000円)</p>		

補助金名	茶防霜施設設置補助金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>町内にある茶園への霜による被害を防止し、良質茶の生産と茶栽培農家及び産地の振興活性化を図るため、茶防霜施設設置に対して補助金を交付する。</p> <p>2 補助対象</p> <p>町内の茶園とする。</p> <p>防霜ファン本体及びファン柱の購入費(消費税含む)を対象とし、当該年度における町の予算の範囲内で交付するものとし、百円単位以下切り捨てとする。また交付額をそれぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) 新規設置の場合は、防霜ファン本体1基及びファン柱につき、50,000円</p> <p>(2) 更新の場合は、防霜ファン本体1基につき、20,000円</p>		

補助金名	中山間地域等直接支払交付金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を交付する。</p> <p>2 対象者</p> <p>集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等</p> <p>3 助成内容</p> <p>農振農用地区域内で1ha以上の一団の農用地で傾斜地等に応じて交付金を交付する。</p> <p>(交付単価:田 急傾斜 21,000円/10a・緩傾斜 8,000円/10a、畑 急傾斜 11,500円/10a・緩傾斜 3,500円/10a)※その他加算措置有</p>		

補助金名	環境保全型農業直接支払交付金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に面積に応じて交付金を交付する。</p> <p>2 対象者</p> <p>農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等</p> <p>3 助成内容</p> <p>化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援</p> <p>(交付単価:カバークropp 6,000円/10a、堆肥の施用 4,400円/10a、有機農業 12,000円/10a(そば等雑穀、飼料作物 3,000円/10a))</p>		

補助金名	多面的機能支払交付金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>農業の有する多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動(水路の泥上げや草刈等)や営農活動に対して面積に応じて交付金を交付する。</p> <p>2 対象者</p> <p>集落等を単位とする活動組織</p> <p>3 助成内容</p> <p>多面的機能支払交付金には、下記の交付金から構成されています。</p> <p>①農地維持支払交付金・・・水路の草刈・泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的な保全活動や体制の拡充・強化等の地域資源の適切な保全管理のための推進活動に対するの支援(交付単価:田 3,000円/10a、畑 2,000円/10a)</p> <p>②資源向上支払交付金</p> <p>(ア) 資源向上支払交付金(共同)・・・施設の軽微な補修や農村環境保全活動、多面的機能の増進を図る活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動(交付単価:田 上限2,400円/10a、畑 上限1,440円/10a)※交付単価は、条件に応じて変動</p> <p>(イ) 資源向上支払交付金(長寿命化)・・・老朽化が進む水路等の補修・更新等の施設の長寿命化のための活動に対するの支援(交付単価:田 上限4,400円/10a、畑 上限2,000円/10a)※交付単価は、条件に応じて変動</p>		

補助金名	獣害防除施設設置事業補助金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>町内における野生鳥獣による農林産物への被害を防止するため、資材、設備及び追払い道具に対して補助金を交付する。</p> <p>2 対象者</p> <p>大台町内の農林地において農林業を行う個人(一戸)及び団体で次の各号の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 町内に住所を有し、かつ町内に農林作物に対する獣害防除用資機材を設置しようとする者であること。</p> <p>(2) 年度内一回限りの申請とする。</p> <p>3 対象事業</p> <p>当年度購入した2万円以上の資機材(鳥獣追払い用具については5,000円以上)とし、次に掲げる農林産物獣害防止用資機材及び鳥獣追払い用具の購入費(農林産物獣害防止用資機材の設置等に要する費用は除く。)とする。ただし、他の補助金を活用し購入したものは除く。</p> <p>(1) 電気牧柵器一式</p> <p>(2) 防護柵、防護網、金属製波板、支柱、防除に係る捕獲器等</p> <p>(3) 威嚇用電動ガン本体、追払い用火火等</p> <p>(4) その他町長が特に必要と認めたもの</p> <p>4 補助金の額</p> <p>獣害対策に係る資機材購入時の1/2を補助(100円未満切り捨て)。上限は5万円とする。ただし、サル被害対策で農林地を天井及び側面すべてを金網等で囲う場合、並びに複合電気柵(多獣種対応電気柵:おじろ用心棒)は10万円とする。</p> <p>鳥獣追払い用具の購入費の1/2を補助(100円未満切り捨て)。上限は1万円とする。</p>		

補助金名	集落営農等育成支援事業費助成金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>農地の維持、保全を図るため、集落営農組織等が行う組織の育成又は組織力を強化する活動に対して助成金を交付する。</p> <p>2 対象者</p> <p>町内に住所を有し、かつ、町内で農業を行っている又は行う法人、集落営農組織、認定農業者、新規就農者、個人農業者とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 集落が作成する人・農地プラン又は中山間地域等直接支払交付金実施要領 (平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の (1)の(オ)の集落戦略に担い手として位置付けられていること。</p> <p>(2) 農地中間管理事業等により農地(田)を2ha以上集積し、かつ5年以上の利用権、農地中間管理権の設定期間を設ける、又は基幹作業(耕起、田植、刈取、乾燥調製)の一部若しくは全部について5ha以上受託し、農地の維持及び確保等に取組むこと。</p> <p>(3) 集積する農地は、農業振興地域内の農振農用地とすること。</p> <p>(4) 交付対象者において、税金及び公共料金の滞納がないこと。</p> <p>3 助成内容</p> <p>上記要件を全て満たした場合に限り、事業主体が実施する事業に応じて予算の範囲内で助成金を交付する。</p> <p>①集落営農等育成助成事業 (田)面積2ha以上且つ、利用権設定5年以上 2万円以内/10a</p> <p>②農業用機械及び農業用施設等購入助成事業 農業用機械・農業用施設等購入費の3分の2以内(上限400万円)</p> <p>③獣害対策資材購入助成事業 電気柵又は多獣種対応電気柵資材費の5分の4以内(上限30万円)</p>		

補助金名	空き店舗等活用促進事業補助金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 趣旨</p> <p>空き店舗を有効活用し、商業施設の活性化を図るため創業時に必要な改装費用の一部に補助金を交付する。</p> <p>2 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業関係以外で小売業、一般飲食業、サービス業・事務所などの事業を営む職種であること ・空き店舗に自ら出店し、当該出店に係る事業を2カ年以上継続すること ・営業時間は概ね6時間を超えるもの ・商工会の組合員となり、町の産業振興に寄与すること。(ただし組合員の資格に満たない場合はこの限りでない) <p>3 内容</p> <p>空き店舗1物件につき最高150万円で、空き店舗に新規出店する場合の改修・改装工事に要する費用の2分の1以内</p> <p>※ただし30万円以上の事業費を対象とする</p>		

補助金名	6次産業化等促進支援事業費補助金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 趣旨</p> <p>意欲ある農林漁業者が行う6次産業化又は、農商工連携による、新商品・新サービスの研究開発や販路開拓に係る費用の一部に補助金を交付する。</p> <p>2 対象</p> <p>(事業対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大台町内に活動の拠点を置く農林漁業者 <p>(補助対象事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品・新サービスの研究開発 ・販路開拓 <p>3 内容</p> <p>最高30万円で総事業費の2分の1以内</p> <p>※ただし10万円以上の事業費を対象とする</p>		

補助金名	大台町集落ぐるみハウス農業推進事業費補助金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>大台町における生涯現役社会を实践するため、農業を一つのきっかけとして高齢者等の生きがいや幅広い年齢層の交流、更には集落のコミュニティの場として、ハウス農業に取り組む集落等に対し、集落ぐるみハウス農業推進事業費補助金を交付することにより、地域コミュニティから派生する集落ぐるみで取組む農福連携による農業生産体制の構築を目指すことを目的とする。</p> <p>2 対象者</p> <p>町内の集落又は集落と協働してハウス農業に取り組む団体</p> <p>3 助成内容</p> <p>(1)ビニールハウス資材及び設置費(上限100万円、補助率10/10)</p> <p>(2)ビニールハウスでの栽培に係る資機材(上限50万円、補助率10/10)</p>		

補助金名	大台町重点作目栽培奨励事業補助金交付要綱		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>大台町の特産品である重点作目の栽培を行う生産者に対して、重点作目栽培奨励事業補助金を交付する。</p> <p>2 対象者</p> <p>町内に住所又は主たる事業所を有する農業者で、かつ対象となる品目を生産し、生産した品目を大台町宮川特産品加工施設に出荷する者</p> <p>3 助成内容</p> <p>(1)大台町宮川特産品加工施設が買い取る金額に対し50%以内を補助金として交付する。</p>		

補助金名	特産品流通支援事業補助金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>町内事業者の売上向上及び特産品の販売促進を図るために補助金を交付する。</p> <p>2 対象者</p> <p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 大台町ふるさと応援寄付金の協賛事業者であること。</p> <p>(2) 事業の実施期間中に消費者が特産品(大台町ふるさと応援寄付金の返礼品に利用されている商品に限る。)を購入した際に、配送サービスの無料対応を行うこと。</p> <p>3 助成内容</p> <p>補助対象経費は、特産品の運送料実費分とし、1件につき2,200円を上限とする。</p> <p>また、同一年度内において、1補助事業者あたり50万円を上限とする。</p>		

補助金名	農業コミュニティ構築補助金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>町内における優良農用地の確保、遊休農用地の発生防止並びに農業者のモチベーション維持及び向上、ひいては、農業を通じたコミュニティを構築し、集落ぐるみで農用地の保全につなげるために補助金を交付する。</p> <p>2 対象者</p> <p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 集落協定を締結する集落及び個別協定締結者とする。</p> <p>(2) 多面的機能を増進する活動として、別表に定める対象行為を1項目以上選択し、実施すること。ただし、既に交付金事業において、多面的機能を増進する活動を実施している活動項目は除く。</p> <p>(3) 前号の規定により選択した活動について、交付金事業の構成員以外の者かつ交付申請年度において4月1日時点を基準に、満60歳以下の者が恒常的に参加すること。</p> <p>(4) 交付金事業において、集落協定内の農用地で実施すること。</p> <p>3 助成内容交付金事業の集落協定農用地面積に10アール当たり1万円を乗じて得た金額</p>		

補助金名	大台町生分解性マルチ普及推進事業補助金		
担当課	産業課	電話番号	82-3786
補助金概要	<p>1 目的等</p> <p>大台町の農作物栽培の省力化と廃プラスチック対策を推進するため、生分解性マルチの普及に向けて支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 対象者</p> <p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1)個人にあつては町内に住所を有する者、法人にあつては町内に本社の住所を有する法人、営農組織にあつては町内に事業者を有する組織(以下「対象事業者」という。)</p> <p>(2)町内のほ場で農作物を栽培する対象事業者</p> <p>(3)町債権(町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道使用料、生活排水使用料、町営住宅使用料、保育料並びに給食費及びその他町の歳入となるものをいう。)に未納がないこと</p> <p>3 助成内容</p> <p>農作物を栽培する農地への使用を目的に、前年度1月から本年度12月までの期間に、町内の販売店で購入した生分解性マルチの購入費の2分の1の額とする。</p> <p>また、上限額を5万円とし、同一年度内において、1人1回とする。</p>		